

十四 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>（損益計算書の区分） 第四十八条（略）</p> <p>2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）<u>、のれんの償却額</u>その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならぬ。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（損益計算書の区分） 第四十八条（略）</p> <p>2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）<u>その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならぬ。</u></p> <p>3～5（略）</p>